# 確定給付企業年金に おける運用の基本方針

「規程管理規程等一部適用除外規定」

株式会社三重県農協情報センター

# 改廃履歴

R e	改 廃 内 容	実 施	作 成 者	承 認 日
1	初版	H23. 05. 01	総務部	
2	・制度改正に伴う対応(「一般勘定に 100%配分する」旨を追加) ・意見を受け付ける連絡先の記載追加	Н30. 04. 01	総務部	

# 確定給付企業年金における運用の基本方針

制 定 日 2011年 5月 1日 改 正 日 2018年 4月 1日

株式会社三重県農協情報センター(以下「会社」という。)は、確定給付企業年金における給付に充てるべき積立金(以下「年金資産」という。)の運用に当たり、以下の基本方針を定める。

### 1. 運用の目的

確定給付企業年金における給付を将来にわたり確実に行うため、長期的かつ安定的に収益を確保 し、必要な年金資産の積立を行うことを運用の目的とする。

#### 2. 運用目標

年金資産の運用の目的を達成するため、確定給付企業年金の制度運営に必要な年金財政の健全性 を維持するに足りるだけの収益を安定的に確保することを運用目標とする。

#### 3. 資産構成に関する事項

年金資産の運用目標を達成するため、政策的資産構成割合を一般勘定契約 100%とする。

### 4. 運用に当たっての留意事項

- (1) 運用受託機関の選任
  - ① 運用受託機関の経営理念、財務状況、運用方針、運用に要する費用、法令遵守体制等を十分審査のうえ、最も適正な運用受託機関を選任するものとする。

なお、運用受託機関選任の際には(3)に掲げる事項についてヒアリングを行うものとする。

- ② 特定の運用受託機関に対する資産の運用の委託が、資産全体から見て過度に集中しないようにしなければならない。ただし、次のような合理的理由がある場合は、特定の運用受託機関に資産の運用を委託できるものとする。この場合において、当該特定の運用受託機関の信用リスク等に留意するとともに、当該理由を含め、加入者に周知する。
  - (ア) 当該特定の運用受託機関の複数の資産で構成される商品、複数の投資戦略を用いる商品 または複数の商品に投資する場合
  - (イ) 生命保険一般勘定契約または生命共済一般勘定契約等、元本確保型の資産に投資する場合
  - (ウ) その他合理的な理由がある場合
- ③ 運用受託機関に支払う運用に要する費用が、当該運用受託機関の運用スタイルおよび運用 コスト等に照らして合理的であるか留意するものとする。
- (2) 運用業務に関する報告の内容および方法

原則として毎事業年度に一回以上、年金資産に関する運用状況、運用実績に関する報告を運用 受託機関に求めるものとする。

#### (3) 運用受託機関の評価

運用受託機関に対する評価は、原則として次により行うものとする。

① 定量評価

時価による収益率およびリスクを基準とし、一般的に適正と認められる合理的な基準により評価を行うものとする。

② 定性評価

当該運用受託機関の組織、財務状況、運用方針、運用体制、リスク管理、および法令遵守の状況等を総合的に考慮して評価を行うものとする。

(4) 運用業務に関し遵守すべき事項

運用受託機関に対して、法令および資産管理運用契約を遵守し、忠実かつ注意深く運用業務を 遂行するよう求めるものとする。

## 5. その他運用業務に関し必要な事項

(1) 資産管理機関の選任

各資産管理機関の管理体制・能力を勘案のうえ、最も適正な資産管理機関を選任するものとする。 なお、同機関に対して、残高状況、損益状況、取引状況、費用状況等にかかわる年金資産の運用 状況の報告を求めるものとする。

(2) 基本方針の周知

加入者に対して、本基本方針の周知を行うものとする。また、受給者等に対しても、できる限り同様の措置を講ずるよう努めるものとする。なお、本基本方針の周知は、業務概況の周知により行うことができるものとする。

(3) 基本方針の変更

必要に応じて、本基本方針の変更を行うものとする。なお、本基本方針の変更に当たっては、 加入者の意見を聴くものとする。

## 附 則

この基本方針は、平成23年5月1日から適用とする。

#### 附 則

この基本方針の変更は、平成30年4月1日から適用する。

※本資料に関するお問い合わせ先 総務部 担当:総務G副部長

TEL: 0.59 - 2.31 - 2.500